

4月から始まります

障害者自立支援法

平成十八年四月一日から、障害者自立支援法が施行されます。これにより、どの障害の人も共通のサービスが受けられるようになります。

障害者自立支援法 5つのポイント

- ① 障害の種類（身体障害、精神障害、知的障害）にかかわらず、サービスを利用するためのしくみを一元化し、施設・事業が再編されます。
- ② 障害のある人たちに、町が責任をもって一元的にサービスを提供します。
- ③ サービスを利用する人たちにも、その利用量と所得に応じた負担を行うとともに、国と町が責任をもって費用負担を行うことをルール化して財源を確保し、必

要なサービスを計画的に充実します。

④ 就労支援を抜本的に強化します。

⑤ 支給決定の仕組みを透明化、明確化します。

共通のサービスが受けられます

現在、福祉サービスの内容は障害がある人を身体障害、知的障害、精神障害の三つに分け、その障害の内容や年齢によって決められています。障害者自立支援法は、これらを一元化することで共通の福祉サービスが受けられるようになります。



月ごとの利用者負担には上限があります

障害福祉サービスの利用者負担は、世帯の所得に応じて表一のように四区分の月額負担上限額が設定され、それ以上の負担は生じません。

〈表1〉 区別の月額負担上限額

区分	世帯の収入状況	月額負担上限額
生活保護	生活保護受給世帯	0円
低所得1	市町村民税非課税世帯で、サービスを利用する本人の収入が80万円以下の人	15,000円
低所得2	市町村民税非課税世帯	24,600円
一般	市町村民税課税世帯	37,200円

町づくりに生かされています

宝くじの収益金



宝くじは高額な当せん金が注目されがちですが、本来の目的は公共事業への活用です。

宝くじの売り上げの約40%が収益金として発売元の都道府県へ納められ、人口規模などを基準に各市町村に配分されます。

本年度、町に配分された宝くじの収益金は185万円。この収益金は、町づくりのための貴重な財源として活用されています。

平成17年度の助成で太鼓を購入

茶屋場自治会（吉澤賢太郎会長・228世帯）は、財団法人自治総合センターから250万円の宝くじ助成を受けて、くずまき秋まつり用の太鼓を購入しました。

コミュニティ活動に対する助成は、毎年10月に翌年度分の申請手続きをしています。

詳しくは、企画財政課（☎役場内線226）まで。